

高村京子 県議が2月26日、2月県議会（2/13～3/8）一般質問に立ちました。質問と答弁の要旨を紹介します。



＊ ＊ 県立高校における養護教諭の配置について ＊ ＊

高村 801名以上の大規模校については、法定で2名の配置が必要だが、県の対象校15校のうち14校が1名しか配置されていない。昨年養護教諭の切実な声が県教委に届けられてるが、どう受け止めているか。

教育長 状況の聞き取りを実施し、必要性の高い学校へ非常勤の養護教諭を配置している。緊急性の高い学校へは次年度速やかに非常勤の養護教諭を配置する。

高村 多忙期には、特に妊娠している教諭の母体保護のため支援体制が必要では。

教育長 母体保護の観点から何らかの負担軽減措置を検討する。

高村 2名の正規配置を早急に検討していただきたい。

＊ ＊ 国民健康保険について ＊ ＊

高村 滞納の実態と市町村窓口での短期保険証の未交付状況も含めた交付状況は。

健康福祉部長 H29年6月1日現在の滞納世帯数は3万4,066世帯で、全世帯の11.3%だ。短期被保険証は66市町村で6,966世帯に交付し、未交付の個々の市町村の状況については把握していない。

高村 社会保障制度の土台である国民皆保険制度は丁寧な対応が必要。国民健康保険法44条の適用など、健康と暮らしを守り、福祉的対応をすべきだ。

健康福祉部長 国民健康保険制度は加入者の皆様で負担し合い成り立っている。所得があるにも関わらず納付しない方には法令に基づき滞納の解消に取り組む必要がある。一方で、失業等により収入が著しく減少した場合には、国保法第44条の規定の医療機関での窓口負担の減免も必要なので、引き続き市町村に助言をしていく。

＊ ＊ 医師確保問題について ＊ ＊

高村 国も県も医師は「都市部に偏在」としているが、どこも募集している。来年度、県は医師確保計画を策定するが、国に対し一層の医師養成と確保、地域医療への定着、大病院に集中せざるをえない研修制度の見直しを強く求めるべきだ。

健康福祉部長 地域医療を確保していく上で、医師の養成と確保を偏在解消に向けた効果的な施策を講じていくことが何より重要。引き続き国に対して地方の意見をしっかりと伝えていく。

＊てんかん対策について＊てんかん患者がその人らしく生きられるよう、医療と相談支援を求めました。

＊障がい者支援について＊障がい者差別禁止条例を検討していくと表明した知事に、相談体制の充実や、当事者を含めた検討会を立ち上げるべきとせまりました。

質問を終えて

地元上田や、各地から傍聴に来て頂きました。皆さんの期待を背に感じ、精一杯頑張ったつもりです。命と健康を守る県政へもっと頑張らないと！と決意しています。